

質疑応答 一覧

OR2

質問・意見	回答
(1) 冷暖房費の件について、1時間単位の費用を希望します。	貴重なご意見として承ります。
(2) コロナ対応のため、公民館入り口2か所に自動体温測定器の設置をお願いします。今後公民館の必須体制としてお願いしたいと思っております。	ご指摘をいただき、施設の1階と3階の3か所に測量器を設置しました。 なお、コロナ感染症が5類に移行後は、設置していません。
(3) 忘れ物について、雑貨品などでしたら、段ボールなどに入れて2、3週間くらい置いておいていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
(4) 公民館条例に示されている「公共的団体」「社会教育関係団体」「趣味・サークル等活動団体」の3つの用語の定義をご教示願います。	現在、下記の通り定義づけて運用しております。 「公共的団体」：町会、町内公民館、子ども会育成会、スポーツ協会、社会福祉協議会など、市や地区を単位に公共的な活動を営む団体 「社会教育関係団体」：社会教育活動を行う団体 「趣味・サークル等活動団体」：個人の趣味的な活動のみを行う団体
(5) 中央公民館が活動内容を「趣味・サークル等活動団体」と認定している団体が市内の地区公民館を利用した場合には、会場使用料だけでなく冷暖房使用料も減免扱いとなるのは何故ですか？	中央公民館では登録団体を「趣味・サークル等活動団体」、地区公民館では登録団体を「社会教育関係団体」として登録しています。 そのため、松本市公民館条例施行規則第4条の規定に基づき、冷暖房使用料の減免措置等を行っています。
(6) 地区公民館で「社会教育関係団体」として全額減免扱いを受けている団体が中央公民館を利用した場合、冷暖房使用料は減免扱いとなるのでしょうか？ (そもそも地区公民館を主に利用する団体が中央公民館を利用する事は不可なのではないでしょうか。)	地区公民館で登録があった団体も、中央公民館を使用いただくことは可能です。ただし上記のとおり、中央公民館では「趣味・サークル等活動団体」として登録しているため、冷暖房使用料は減免されません。
(7) 会場利用報告書に「男性」「女性」の区分があるのはなぜでしょうか？性別で分けて何か統計をとっているなら公表しているのでしょうか？それがどういう意味があるのでしょうか？	現在、男女の区分を削除しました。